

スロベニアの特別支援教育

片岡 美華*

(2013年10月22日 受理)

Special Needs Education in Slovenia

KATAOKA Mika

Abstract

The Republic of Slovenia has been developing an education system which is adopted more to European standards. Special needs education system in Slovenia is also developing since 2000. In 2011, the Placement of Children with Special Needs Act has been released and it promises to provide continuum professional support for children with special needs. This is a part of inclusive education the same as international trends.

The country of Slovenia is getting to be known by Japanese people but it is usually through industries and tourism, but it is not well-known about special education. Interestingly, the support system in Slovenia has some similarities to Japan and they have originalities, such as Five Step Support Model. This model is quite similar to Response to Intervention in the U.S. but it is more layers. It means they assume smaller steps and it enables them to do practice in detail. Thus special needs education in Japan would obtain many suggestions from this country. This paper will overview the situation and system of special needs support which follow the basic education system. Furthermore, some discussions are made by the Slovene special needs education and it suggests the future of special needs education direction in Japan.

Keyword : special needs education; five-step support model; Slovenia and Japan

* 鹿児島大学教育学部 准教授

はじめに

スロベニア共和国（以下、スロベニア）は、ヨーロッパ中央部にあり、オーストリア、イタリア、ハンガリー、クロアチアと国境を接している国である。1991年6月に旧ユーゴスラビア連邦国より独立と主権を宣言し、翌年5月に国連加盟、2004年5月にはEU加盟、2007年1月からはユーロ貨幣を使用し、2010年7月にOECDに加盟している（外務省，2013）。外務省（2013）基礎データによると、面積は、約2万平方キロメートルで、日本の四国とほぼ同じである。人口約200万人で、スラヴ系民族、公用語はスロベニア語である。宗教は約6割がカソリックで、イスラム教やセルビア正教徒もいるが、多くはその他の宗教に分類されている。首都はリュブリャナで、共和制国家、二院制議会をとっている。2012年の統計によるとGDPは354.7億ユーロで一人当たりになると約17,000ユーロとなる。経済成長率はマイナス2.3%であり、失業率が8.9%であった。筆者が最初に訪れた2007年と、最近の2013年を比較しても、失業率の増加や経済状況の悪化は一目瞭然であり、国内随一のリュブリャナ大学の学生であっても就職困難な状況になっているということであった¹。国の主要産業は、自動車等輸送機械、電気機器、医薬品など続いているが、最近では日本人を含めて、観光業が盛んとなっている。1984年の旧ユーゴスラビア連邦国時代に冬季オリンピックが開催されたこともあり、スキーリゾート地としても有名で、ジャンプ台等が整っている。また南側は、アドリア海に面していることからビーチリゾートも備えており、豊かなライフスタイルを築いている。

本稿では、日本と同様、特別な場と通常場で特別な教育的支援を要する子どもに対応していること、そして近年、教育制度改革が行われていることから、現在、スロベニアで特別支援教育がどのように行われているかを概観し、日本への示唆を与えるものとする。そこで、筆者がスロベニアを訪問した2007年2月、2011年5月、2013年2月に収集した情報ならびに、リュブリャナ大学の教授に行った聞き取り調査、そして、スロベニアに関する論文等を用いて以下に特別支援教育を中心にした教育事情について述べる。

1. 教育制度

スロベニアの教育制度は、独立後の1993年の高等教育法（Higher Education Act）制定を皮切りに、1995年スロベニア共和国教育白書（White Paper on Education in the Republic of Slovenia）が基になっており、1996年には基礎教育法が制定されている（脇田，2008）。その後、1999年から2004年にかけて、EU諸国を意識した制度改革が行われ、2011年にも教育白書が出ており、これに伴った法改正等が行われている。

スロベニアの教育は、就学前教育として1歳からの6年間、プリスクールに通う。これは、1歳から3歳までと3歳から6歳までの2段階にわかれて教育を受けるが、義務ではない。その後、6歳になった子どもたちは、基礎学校（primary school）に行き、ここで15歳までですごす。この基礎教育（basic education）の9年間が無償の義務教育である。基礎教育は、3年ご

¹ Kavkler 教授からの聞き取りによる

との3つのサイクルに分かれており、第1サイクルは、担任教員による授業が行われ、1年生については、加配としてプリスクールの教員からも指導を受けることができ、2年生から徐々に「授業 (instruction lessons)」が始まる。第2サイクル、すなわち4年生以降は教科担任制が開始され、担任以外の教員からも指導を受ける (Zuljan, Cotič, Fošnarič, Peklaj, & Vogrinc, 2011)。平均的な学校規模は、1学年50人、2学級ということである¹。

基礎教育終了後、16歳より2年から4年間、後期中等教育 (upper-secondary education) を受け、普通ギムナジウムもしくは職業ギムナジウムを選択する。後者の職業ギムナジウムは、通常3年間であるが、2年間の短期職業教育コースを設けており、このコースの対象者としては、義務教育修了者、7年間の基礎教育修学者、そして、特別なニーズがある子どもへの特別支援教育を修了した者が対象となっている。ギムナジウム修了時には、Matura 試験と呼ばれる、中等教育修了試験を受ける。普通科では、3科目の必修科目と2科目の選択科目の計5科目、職業科では、4科目を受けることとなっている (Zuljan et al., 2011)。

高等教育については、中等学校修了試験に合格すれば2年間の高等職業教育、3年間の高等教育機関 (high school) または4年間の大学 (university) となる。その後、修士課程、博士課程と続く。高等教育機関においては、いわゆる「ボローニャプロセス」による改編がEU諸国において行われ²、スロベニアにおいても2003年からこれに関する教育課程の見直し等の大幅な改編が進められている。脇田 (2008) は、スロベニア教育制度を、個々の能力や興味を尊重しつつも、EUの基準に沿って統一した国のカリキュラムやガイドラインを示すことで、今後の社会の変化に適応できる人材育成を行うべく緩やかに管理しているとしている。

2011年の児童生徒数を表1に示した。

	就学前教育	基礎教育	後期中等教育			高等職業教育	高等教育
			短期職業コース	職業コース	普通コース		
幼児児童生徒 学生数	75,972 人	159,514 人	12,159 人	34,667 人	33,004 人	15,595 人	91,539 人
学校数	891 園	454 校	127 校			-	-
学級(class units) 数	4,483 学級	8,424 学級	3,296 学級				
教員数 (professional staff)	9,640 人	18,129 人	7,701 人				

出典：Chapter 6 Education. In *Statistical Yearbook of the Republic of Slovenia 2012*. <http://www.stat.si/letopis/2012/06-12.pdf>

表1 2011年学校別幼児児童生徒学生数

2. 教員養成

スロベニアにおいて基礎教育の教員養成を行っているのは、リュブリャナ大学教育学部、マリボー大学、コベル (Koper) にあるプリモルスカ大学教育学部の3学部である。先述したよ

² ヨーロッパの高等教育の体制統一を図るため2010年を目的に行われた改革。これにより署名国間での学歴の査定や大学間の移動が国を超えても可能となる (脇田, 2008)。

うに、ボローニャプロセスによる改革により、スロベニアで教員免許をとるためには、新制度の下、修士号(300 ECTS)が必要となった(Zuljan et. al., 2011)。したがって4年間の学士課程と1~2年間の修士課程(大学によって異なる)、最低でも5年間の指導を受けてから、論文と最終試験を経て免許取得となる。これはいわゆる仮免許の状態であるが、学校等で教員準備生として働くこととなる。この導入期間(induction period)は、領域により異なるが、最低でも6か月の期間を経て、教育省が行う試験(State Teacher Certification Examination)を受ける。この試験には、教育に関する法律などの知識を問う問題に加え、勤務先の学校によるアセスメントも行われる³。この試験の準備のためには、7日間の特別休暇が与えられている(1度のみ)(Zuljan et. al., 2011)。教員免許プログラムには、就学前教育、基礎教育、後期中等教育、特別支援教育があり、特別支援教育に関しては、リュブリャナ大学教育学部ではおおよそ50名の学生が選択しており、言語聴覚療法、リハビリテーションなど含めて様々な専門領域に分かれて学びを深めている。ほかに、スクールカウンセラーも教育や特別支援教育に隣接する領域として養成している。新制度となり、教員養成においても大きく方向転換がはかられたわけであるが、それは、従来の教員によって教えるべき内容や目的が定められていた養成プログラムから、行動や適性を見据えるための養成プログラムへと移行をとげたこととされている(Zuljan et. al., 2011)。なお、学部生には、1年時から学校観察が開始され、教育実習期間として10週間設けられている。Babuder 教員によると、基礎学校では、朝夕の2交代制を導入していることが多く、たとえば午前中担当の教員は、午後2時ごろには帰宅するが、実際には家で仕事をしていることが多く、書類事務や研修などもこの時間を利用して行っているということであった。学校教員の給料は特に高給というわけではなく、「中間くらい」であり、修士号が必要であることを考えると、金銭的に魅力ある職業というわけではないようだが、数名の教員に質問したところ、この評価については、ばらつきがあり、総合すると、以前(少なくとも4年前に教員養成制度が変わるまで)は、時間的に自由がきく職業であったが、最近では、書類事務を含めて求められることも増えてきて、ストレスが増加しているということのようである。

一方、新制度に伴い、リュブリャナ大学教育学部では、すべての教員志願者に、特別支援教育に関する授業を課している。これは、「インクルーシブ教育」という科目であり(4ECTS; 60時間)、4年生の必修科目である。科目内容は、すべての障害種に関する講義が30時間と、大学での演習が30時間となっている。すべての障害といっても、特に、通常学級でみられる障害を中心にしており、ニーズベースの考え方をういて二つのパートにわけて教えている。一つは行動と感情に関するニーズをもつ子どもとして、自閉症、ADHD(注意欠陥多動性障害)、不安など、診断や対応について学ぶ。もう一つは、学習に関するニーズを持つ子どもでもあり、学習障害などについて学ぶ。演習では、ケース検討や試験の配慮をどのように行えばいいかと

³ Babuder 教員からの聞き取りによる。

いった具体的なことを検討する⁴。このように、教員養成レベルから、国際的な流れであるインクルーシブ教育について学ぶ機会が保障されているのである。

3. 特別支援教育の概要

特別支援教育⁵においては、1996年の基礎教育法（Law on Primary Education）と2000年の「特殊教育法（Law on Special Education）」により現在の体制が整えられた。そして、2008年には、国連障害者の権利条約にも批准している。さらに、2011年には、特別なニーズのある子どものためのプレースメント法（Placement of Children with Special Needs Act of 2011）により教育上「失敗（failure）」のリスクがある子どもたちへの継続的かつ専門的なサポートを行うことを含めた法令ができ、インクルーシブ教育を進めつつ、個に応じた指導の徹底が図られている⁶。

この特殊教育法によって規定されている「特別なニーズのある子ども」とは、発達障害、弱視・視覚障害、難聴・聴覚障害、言語障害、肢体不自由、重度の特異性学習障害（学習の個々の領域に困難を持つ子ども）、そして行動上の障害となっている（Magajna, Kavkler, & Ortar-Krizaj, 2003）。彼らに対しては、修正した教育プログラムや、加配教員措置、特別な教育的プログラムの提供などが行われる。例えば重度の特異性学習障害に対しては、特殊教育法第2条によると、修正された教育プログラムの提供と、プリスクールで週に3時間まで、基礎学校で週に5時間までの加配教員をつけることとあり、その修正の範囲は、全体の構成、評価、指導計画の規定など含まれる（Magajna et al., 2003）。なお、この法律により、同じ学習障害であっても、重度である場合には、より集中的な支援が受けられることとなった。一方、軽度から中度の学習障害については、重度の場合のような判定書（statement）は必要なく、週に1時間の追加指導、指導方法等の修正、週に1～2時間の個別または集団指導といったことが、心理士、教育士、ソーシャルワーカーによるスクールカウンセリングサービスや巡回特別教員（mobile special teachers）によって提供されている。

現在、通常学校での特別な支援（修正されたプログラムや加配教員措置）を受けている幼児児童生徒数を表2に示した。

⁴ 授業担当者である、Kavkler 教授および Babuder 教員からの聞き取りによる。

⁵ 厳密には「特殊教育」または「特別教育」であるが、発達障害が加わっていることや、日本との比較のしやすさから「特別支援教育」とした。必要に応じて各用語について訳し分けている。

⁶ Kavkler 教授の講演資料による。

表2 2011/2012年学校別、特別な支援を受けている幼児児童生徒数

	全学級数		特別なカリキュラムを提供している学校数	特別な支援を提供する学級数	幼児児童生徒数
幼稚園	4,749 学級		—	49 学級	—
基礎学校	—	合計 (内訳)	57 校	276 学級	1,656 人
		軽度の知的障害	(52)	(221)	(1,373)
		視覚障害・弱視	(1)	(4)	(11)
		聴覚障害・難聴	(3)	(40)	(222)
		肢体不自由	(1)	(11)	(50)
特別な支援を要する生徒のための後期中等学校	—	合計 (内訳)	—	—	3,184 人
		視覚障害・弱視			(57)
		聴覚障害・難聴			(131)
		肢体不自由			(222)
		情緒・行動障害	—	—	(88)
		軽度の知的障害			(132)
		言語障害			(186)
学習の特定領域における障害			(1,756)		
		長期療養			(612)

出典：Chapter 6. Education. In *Statistical Yearbook of the Republic of Slovenia 2012*. <http://www.stat.si/letopis/2012/06-12.pdf>

表2からわかることとして、基礎学校においては、障害種別ごとにいわゆる特別支援学級が設置され、その内訳より、知的障害と聴覚障害及び難聴が多いことが言える。また、後期中等学校の場合は、「特別な支援を要する生徒のための後期中等学校」として統計値が揚げられており、学習障害、病弱、肢体不自由の順に多くなっている。なお、先掲の表1は、表2よりも1学年古い統計値となっているが、全体の幼児児童生徒数を把握するのに参照されたい。

(1) 特別学校

スロベニアには、特別学校 (special school) があり、特に都市部に多く、6歳から15歳そしてもし障害が重ければ、15歳以上であっても通うことができる¹。知的レベルでは、IQ50から70の児童生徒を受け入れている。IQ50以下である中度から重度の知的障害の児童生徒に関しては、特別学校または施設の中にある特別クラスで過ごしており、IQ30以下の重度の知的障害は、施設で過ごしている。聴覚障害と視覚障害については、ほとんどが通常学校で過ごしており、巡回指導 (mobile teaching) により専門的な支援を受けている。ただし、感覚障害であっても、知的障害を伴う場合、多くは施設にいるということである¹。国としてもインクルーシブ教育を推進しており、リュブリャナ大学のKavkler教授によっても、それは理想的であると指摘されたが、同時に、教員の指導法に関する知識が不足しておりどのように教えていかわからない不安からも、現実的にはインクルーシブ教育がなかなか進まない状況にあるということであった。

筆者が2013年に訪れた、リュブリャナ市内中心部にあるRed Rose School (Zavod Za Usposablanje Janes Levec) は、知的障害を対象としており、1クラス7人前後、担任1名 (こ

これらの人数は、学級によって異なる)で、重複障害も受け入れていた。写真2にあるような子どもたちの作品などから受けた印象としては、中度から軽度の児童生徒が多いようであった。残念ながら訪問時は1週間の休暇中であったため、授業を見学することはできなかったが、教科学習に加えて、生活単元学習のような、ライフスキルを身につける科目を行っており、実技教室もあった。



(写真1—教室の様子)



(写真2—子どもたちの作品)

(2) 通常学校における特別支援

インクルーシブ教育が進められるなか、2009/2010年に、通常学級で大多数の時間を過ごし、支援を要する児童は4.8% (約78,000人) いると考えられている (Kavkler, Magajna, Babuder, & Lah, 2010)。とりわけ、通常学校では、学習障害や学習困難のある子どもが支援を受けながら学んでいることから、ここでは、「学習障害児への支援と対応の5段階モデル」を示す (図1)。

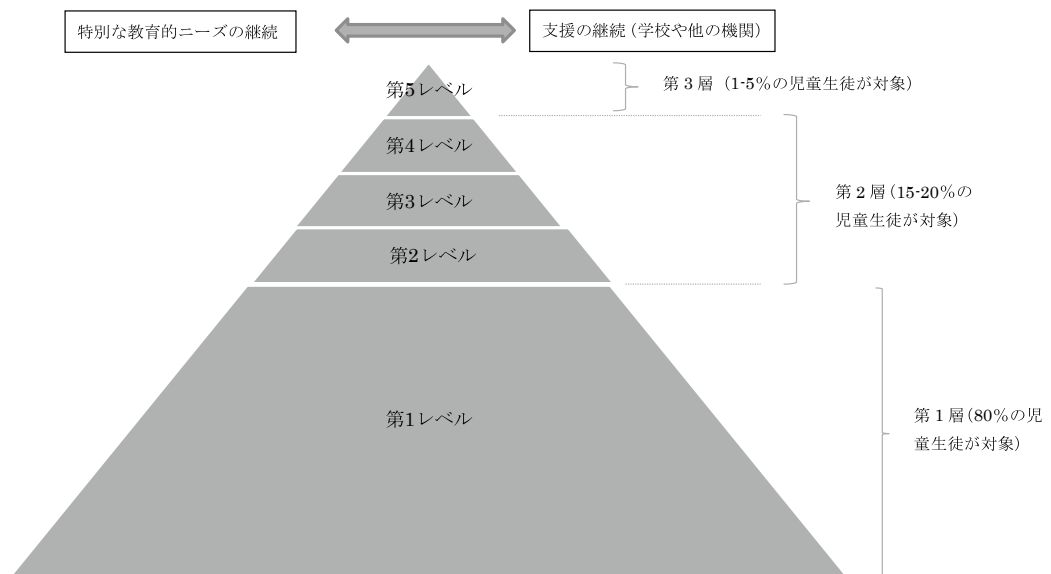


図1 学習困難のある児童生徒の5段階支援モデル

出典：Kavkler, Magajna, Babuder, & Lah (2010) を筆者が訳し、一部省略修正した

図1にあるように、通常学校では、支援対象者数が多いことから、段階的な支援を提供している。これは、アメリカの Response to Intervention (RTI) モデルに大変近いものであるが、RTIが3段階のモデルに対し、それでは不十分として、5段階モデルを提案しているところが特徴である¹。まず、第1段階は、初期の予防的階層としてユニバーサルな支援としてのわかりやすい教示や指導を提供する。この段階で80%程度の子どもたちが助かると考えられている。第2段階では、学校ごとに1～2名おかれるスクールカウンセラーによる支援が提供される。第3段階では、週に1～2時間の個別またはグループ支援が行われる。Kavkler教授によると、実際場面では、グループよりも、より個別支援が好まれるということであった。そして第4段階では、学外の施設におけるアセスメントや専門的な支援が行われることとなる。この学外の施設とは、後述するカウンセリングセンターを示している。ここまでの第2～4段階が、第2層にあたり、15～20%の児童に対して二次的支援が提供されるのである。最後の第5段階は、第3層にあたり、全児童の1～5%と想定されているが、個別かつ特化した支援が提供されることとなる。この第3層の子どもに対しては、判定書が出されることとなりそのためには、これまでの1～4段階でどのようなことを行っていたのかすべて示す必要がある (Kavkler, et. al., 2010)。

さらに、Kavkler et.al. (2010) の研究では、学校にインクルージョンチーム (IT) を結成し、より良い教育的な対応ができるよう、学校全体や、校内委員会のような組織に対して働きかけを行っていくことを推進している (図2)。このITのメンバーは、通常教員、心理士、特別支援教員 (special needs teacher) そして社会教育者 (social pedagogue) からなる。ITは、国内7か所に地域事務所をおき、学校全体での支援を行うにあたって、教員を支援をしたり、問題解決の方法を助言したり、リソースや情報提供などを行い学校を支えている (Kavkler, et. al., 2010)。

(3) 大学における障害学生支援

現在、日本においても大学における障害学生支援が広がりを見せているが、リュブリャナ大学においても、重度の学習障害の学生や、視覚障害、聴覚障害などの障害学生が在籍しており、支援を提供している。スロベニアの法律では、21歳を過ぎると、法的には支援提供の必要がないことから、大学での障害学生支援は、法的根拠がない

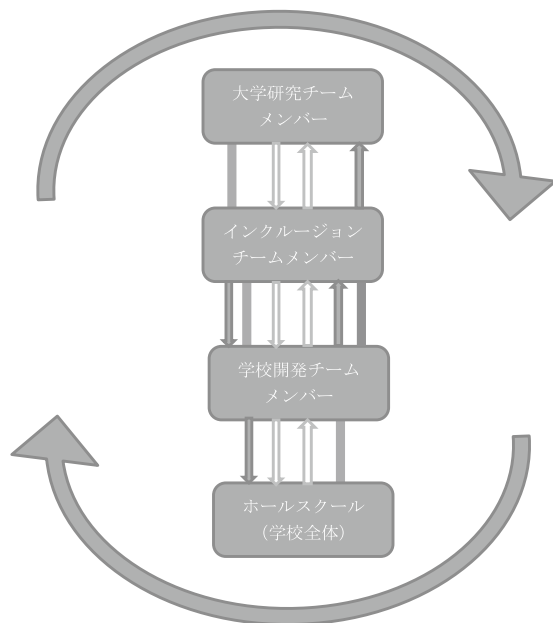


図2 インクルージョンチームモデル

出典：Kavkler, Magajna, Babuder, & Lah (2010) を筆者が訳し、一部修正した

こととなる。そこでリュブリャナ大学では独自に規則を設け、大学全体として支援を提供することとしている。支援を受けるためには、学生は、診断書が必要となるが、そのような必要書類についての助言も含めて、障害児教育についての専門家がコーディネーターとなり、支援が受けられるように支えている。具体的な授業内での支援は、たとえば、試験時にパソコンを使用しての解答を認めることと時間延長の組み合わせや、論述に代えて考えを概念図として表すことを認めるなど、個々の状態に応じて配慮をしているということであった³。

4. カウンセリングセンターでの支援⁷

リュブリャナ市にあるカウンセリングセンターは、約60年前から保護者を支援するためにカウンセリングが広まったことを契機に、施設が作られた。日本の厚生労働省のような医療機関とリュブリャナ市が母体になっているが、リュブリャナ市は、財政的負担のみで、業務への直接関与はない。またその財政的負担についてもやや複雑な構造となっており、1975年から、リュブリャナ市と健康保険会社が双方負担する形である。こうした経済的基盤があることから、すべての治療（treatment）は無料となっている（ちなみに、公的な健康保険についても無料である）。年間の予算はおおよそ1,200万ユーロであり、一人当たり年に500ユーロ費やされている計算になる。

本カウンセリングセンターは、プリスクールの子どもから大学生まで、学生である限りは26歳まで（学生でない場合は18歳まで）を対象としている。スタッフは、2シフト制で、1シフト10名、午前と午後のシフトがあり、センターとしては朝8時から夜8時まで開業している。具体的には、所長1名（公募で選出されており、現在の所長は教育省からきており、社会心理学士でもある）、臨床心理士7名、精神科医2名、臨床支援教員1人、教育心理士2名、ソーシャルワーカー2名、特別支援教員5名（通常教育教員1名含む）であり、他に、事務職員、ハビリテーション専門の特別支援教員4名と学生ボランティアが40名以上いる。スタッフには、スクールカウンセリング地域支援員（regional support for school counseling staff）とスクールカウンセラー地域スーパーバイザー（regional supervisor for school counseling staff）が含まれており、こうした専門スタッフがいることから、学校で対応できないような困難なケースが来ることが多い。

ここは、年間約2,400人の子どもが利用しており、子ども一人当たりになると、年間5.5回となる。このような人数に対応するために、はじめにトリアージを行い、プロフィールを参照したり、特別支援教育へ照会したりするなど行われる。その上で必要となれば、診断のためのアセスメントが約3回行われる。したがって、診断まで受ける場合は6回の訪問が必要になるということであるが、約半数は、トリアージの段階で終えるということであった。事例として多いのが、学習障害、情緒面に困難を抱える子ども、行動面に困難を抱える子ども、ADHDということで、自閉症は別にセンターがあるため、ここには来ないが、高機能自閉症の子ども

⁷ Magajna 教員からの聞き取りによる。

が来ることはあるということであった。このようなセンターは各市にあり、他の市では、知的障害や情緒障害も扱っているということであったが、リュブリャナ市の場合は、他の都市よりも資源があることも関連して、上記の障害については、医療関係者との面談も必要になることから保健所 (health centre) や小児科のクリニックに行くことが多い。このように、支援の場が広がっているが、たとえば性的虐待など警察やソーシャルワーカーの関与が必要となる重度の事例もあることから、国レベルのセンターが必要であるということであった。また、成人の学習障害者は対象外となり、他の施設も含めて、彼らの受け皿がないのが課題となっている。



(写真3—カウンセリングセンター内の様子)



(写真4—カウンセリングセンター個別支援室)

1セッションは、2時間で、一人のカウンセラーが担当するのは、週に20人、1日に5セッションとなっており、金曜日はケース検討会となっている。チーム支援を基本としており、場合によっては、学校との連携を図りながら支援内容を検討している。なお、単純な給料だけを見ると、カソリック系のカウンセリングセンターの方が1.5倍高いそうであるが、このようなチーム支援ではなく、単独で対応しないといけないことから、このセンターで働くことについて、不満はないということであった。セッションは、アセスメントだけでなく、支援介入 (intervention) も含まれる。たとえば、アートセラピー、ダイナミックインストラクション、家族療法、ペアレントトレーニング、親へのコーチング指導、言語療法、認知行動療法、読み書きプログラム、認知機能プログラム、学習方略指導、モチベーショントレーニングなど、利用者に応じてプログラムを組み合わせ提供している。定期的にくる場合と時折くる場合と、その子どもによって異なる。また、アセスメントを行った結果、判定書 (statement) が出されることとなれば、学校で3～4時間分の個別指導を受けることが可能となり、そのための人的措置がなされる。ほかに、13～14歳のグループに対しては、2週間に1度、4～6人の小集団を作って学習方略を学ばせており、この間に、保護者に対してもワークショップを開いている。

さらに本センターでは、教員研修も行っており、集団でのセミナーや、事例について学校を訪問して共に支援を検討することもある。以前は、早生まれの場合、入学年が選択でき、すべての幼児に対して、就学のレディネスについてアセスメントをしていたが、新教育制度となっ

た現在は、6歳から一斉に読み書き指導が行われることから、小学5、6年生になってついていけずに、このセンターに来るケースが増えているということであった。学習障害やADHDの場合、たとえ障害が重くとも、知的障害がないために特別学校には入学できず、表2でも示したように、彼らのための特別支援学級もない（1970年代にはあったということである）。したがって、先の判定書を得ること、それによる個別指導を受けることが最大限の個別的配慮であり、そうしたことからカウンセリングセンターといった校外の支援の場が必要になっているということである。なお、保護者の障害受容については、やはり時間がかかることであるが、支援とのつなぎにおいては、以前は、保護者の申込書が必要であったため、障害を受け入れないことには判定書が作成されないこともあったが、現在は、学校が判定書など一連のアセスメントに対して要求ができるようになったため、最低限の保護者の同意があれば、子どもたちに支援が提供されやすくなっている。

おわりに～日本への示唆

以上、スロベニアの特別支援教育の状況について概観した。まず、教育制度が日本の6・3・3制と異なり、スロベニアでは9年間の基礎教育、普通・職業ギムナジウムと続き、それぞれ、日本の小中学校、高校に当たるようなイメージである。これらは、歴史的にもスロベニアがドイツの影響を受けていたことともかかわるが、こうした違いはあったとしても、特別支援教育の現状においては、日本の特殊教育で提供してきた5種別の障害について特別学校等で対応し、いわゆる発達障害を通常学級で支援するという構図が日本と類似していると思われた。通常学級での特別な教育的ニーズを要する児童生徒については、日本においてもその支援策が模索され、ユニバーサルデザインの提唱や、支援段階モデルを学校独自で作って効率的に支援できるよう工夫されている。これに対してスロベニアでも、支援については、教員の意識改革をはじめとして、ガイドラインの制定が求められるところではあるが、支援の5段階モデルが導入されたり、教員養成の段階からインクルーシブ教育を必修化したり、今後の特別支援教育の発展に期待される場所が多々あった。なかでも支援の5段階モデルは、アメリカやオーストラリアが3層モデルとしてRTIや3 Wavesモデルを用いているのに対し、スロベニアではより細かく支援内容を設定しているところが興味深く、日本の特別支援教育にも示唆を与えられるのではないかと考えている。加えて、スロベニアは、国の規模が小さく、ヨーロッパでは珍しくスロベニア民族が大多数を占め、スロベニア語を話す人が多いということが特徴である。これらの特徴もまた、日本が示唆を得やすい状況にあるのではないかとと思われる。したがって、今後のスロベニアの発展と、他国との連携の状況を知ることは、日本の教育の方向性を検討する上でも参考になることから、引き続き、スロベニアの特別支援教育について調査していきたい。

引用文献

- 外務省 (2013) スロベニア共和国 (Republic of Slovenia) 基礎データ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/slovenia/data.html>
- Kavkler, M., Magajna, L., Babuder, M. K., & Lah, S. P. (2010). Improving school interventions for students with learning difficulties in Slovenia. Paper presented at the ISEC.
- Magajna, L., Kavkler, M., & Ortar-Križaj, M. (2003). Adults with self-reported learning disabilities in Slovenia: Findings from the international adult literacy survey on the incidence and correlates of learning disabilities in Slovenia. *Dyslexia*, 9, 229-251.
- Statistical Office of the Republic of Slovenia. (2012). *Statistical Yearbook 2012*.
- 脇田博文 (2008) スロヴェニア共和国の言語 (外国語) 教育政策. 龍谷紀要 29(2), 115-131.
- Zuljan, M. V., Cotič, M., Fošnarič, S., Peklaj, C., & Vogrinc, J. (2011). Teacher education in Slovenia. In M. V. Zuljan & J. Vogrinc (Eds.), *European dimensions of teacher education: Similarities and differences* (pp. 295-322). Kranj, Slovenia: Faculty of Education, University of Ljubljana and the National School of Leadership in Education.

付記

本稿は科学研究費補助金 (平成 24 年度～平成 26 年度 若手研究 B 課題番号 24730765 課題研究名: 発達段階と障害特性に応じたセルフ・アドボカシー・スキル教育の実証的研究) にもとづく研究の一環として行われた。